

第1章
地域福祉計画
について

1. 計画策定の背景と目的

私たちの暮らしの場としての地域社会を取り巻く状況は、少子・高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化、さらには成長型社会からの転換などの社会環境の変化を背景に、かつての地域社会が当たり前に共有していた地域住民相互の日常的なつながりや絆が希薄化するなど、大きく変わろうとしています。このような地域社会は、高齢者や障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援や助けを必要としている人々にとって、本当に住みやすい社会とは言い難い状況であろうと想像できます。

一方で、これまでは行政主導、フォーマル・サービス（公的サービス）主体であった福祉の分野においても、地域住民を主体とする福祉関連のボランティアやサークルなどの自発的な活動や取り組みは、これまでになく活発化しています。また、様々な社会問題に対して自発的かつ自己責任を持った活動を行っているNPOなども、重要なサービスの提供主体となっています。

国においては、平成12年に「社会福祉事業法」が改称・改正され、新たに「社会福祉法」として施行されました。そして、同法の基本理念のひとつとして“地域福祉”が明確に位置づけられるとともに、市町村地域福祉計画の策定が明文化されたところです。

当別町においても、先に述べたような地域社会を取り巻く状況の変化に加え、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定など福祉関連制度の大きな変革といった状況を踏まえ、今後の地域福祉のあり方を本計画で明確に示し、町民と行政等が一体となって目指すべき地域福祉の将来像として共有していくことが必要です。

この「当別町地域福祉計画」は、町民と行政等の協働により目指すべき地域福祉の明確な方向性を示すための基本計画です。

地域福祉とは

誰もが住み慣れた家や地域で、自分らしく、自立して、健康に暮らしたいという願いを実現するためには、従来の国を中心とした福祉サービスだけでは不十分です。何故なら従来のサービスでは

- ① 公平性にこだわるため、地域性や個人差が考慮されず画一的である
- ② 制度に該当しないもの、基準に満たないものは救済されない
- ③ 財政状況によりサービスの質・量が変動する
- ④ 縦割りのために利用者に対してきめの細かい総合的なサービスが提供できない

といった問題点が指摘されているからです。

そのため、介護保険制度や生活保護のような公的サービスに加え、住民同士による助け合いのシステムや気軽に利用できる民間の有償サービスがあれば、私たちはより安心して暮らすことができるでしょう。

「高齢者福祉」とはお年寄りを、「児童福祉」は子どもを対象とした言葉です。それに対して「地域福祉」とは、住民のみなさんの居住する場所である『地域』に視点を置いた用語で、次のような意味があります。

- ① 一定の圏域における社会福祉
地理的範囲を限定した社会福祉のことです。（ここでは当別町及び住民の日常的な生活圏の範囲を指します）
- ② 困っている人を周囲の人々が支え合い、助け合う福祉活動の総称
行政や福祉事業者だけではなく、住民を含む地域社会を構成するすべての主体を福祉の担い手と捉え、地域における相互扶助機能の活性化を目指す取り組みのことです。

以上のことから、『地域福祉』とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する様々な主体が協働し、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものです。

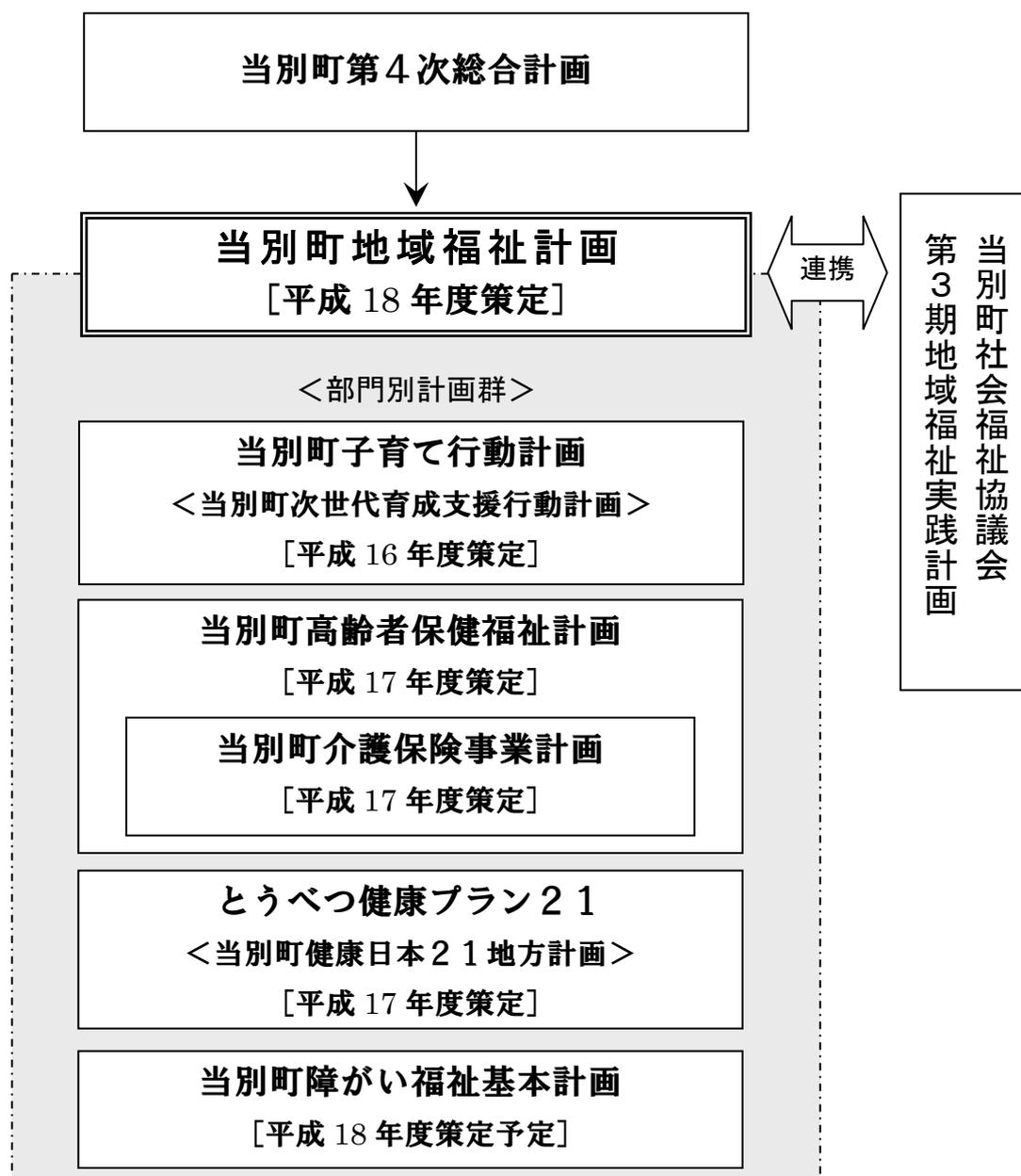
地域福祉計画とは

地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための計画です。

新しい社会福祉の理念とは、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」と考えられます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第 107 条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、当別町第 4 次総合計画を上位計画とし、保健・医療・福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。



3. 計画の期間

本計画は、平成 19～23 年度を計画期間とする 5 か年計画です。

4. 計画策定経過

本計画の策定にあたり、平成17年度・18年度において以下のような取り組みを実施いたしました。

(1) 当別町地域福祉計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたって、福祉ニーズを的確に把握し、町民の主体的意見を反映することが重要であることから、学識経験者、一般公募及び関係町民組織等の代表者14名により構成される策定委員会を設置し、計画の検討を行いました。

(2) 地域福祉計画アンケート及びヒアリング調査の実施

町民の生活状況及び地域活動や福祉に対する意見を聞き、計画策定の基礎資料とするため、町内に在住する20歳以上の方から無作為に1,000名を対象として選ばせていただき、アンケート調査を行いました。

調査期間	平成17年9月13日～9月30日
配布数	1,000部
回収数	403件
回収率	40.3%
有効回答数	400件

また、町内の関係者団体及び行政等の関係機関に対し、ヒアリング調査を行いました。

実施時期	平成17年12月5日～6日
ヒアリング対象	<p>■行政の担当部門</p> <p>①高齢者福祉担当～介護サービス係 ②障害者福祉担当～福祉係 ③保健担当～保健サービス係 ④子育て担当～子ども係・子育て支援係 ⑤教育委員会～学校教育係・社会教育係 ⑥都市計画・建築担当～土木係・建築係・都市計画係 ⑦住民・商工担当～国保年金係・住民生活係・商工労政係</p> <p>■関係者団体部門</p> <p>⑧当別町社会福祉協議会 ⑨当別町老人クラブ連合会 ⑩身体障害者福祉協会当別町分会 ⑪当別町介護者とともに歩む会 ⑫かすみそうの集い ⑬友遊会 ⑭ねこやなぎの会 ⑮当別町ボランティア連絡協議会 ⑯その他福祉関係者（民生児童委員・保健推進員・食改協議会代表者）</p>

(3)当別町地域福祉町民セミナーの開催

地域福祉について共に考えていただくきっかけづくりとして、講演を主とした町民セミナーを2回開催しました。

- ① 平成17年12月6日(火)開催(63名参加)
- ② 平成18年8月6日(火)開催(76名参加)

(4)パブリックコメントの実施

期間：平成18年12月1日(金)から平成18年12月29日(金)まで

方法：町内4公共施設に投函箱を設置するとともに、文書、FAX、電子メールのいずれかで本計画の素案に対する意見を公募

(5)地域懇談会の実施

パブリックコメントの実施と並行し、町内会などから代表者を参集し、今、地域で起きている生活上の問題や課題について自由に話し合い、意見を聴取しました。

平成18年12月11日(月)開催(80名参加)

(6)計画策定連絡会の設置

地域福祉計画は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど町民の様々な生活分野に関連していることから、行政の関連部局等が連携し情報を共有するため、福祉課長を委員長に庁内の関係課長等12名で構成される連絡会を設置し、施策等に関する検討を行いました。

第2章 当別町の現況

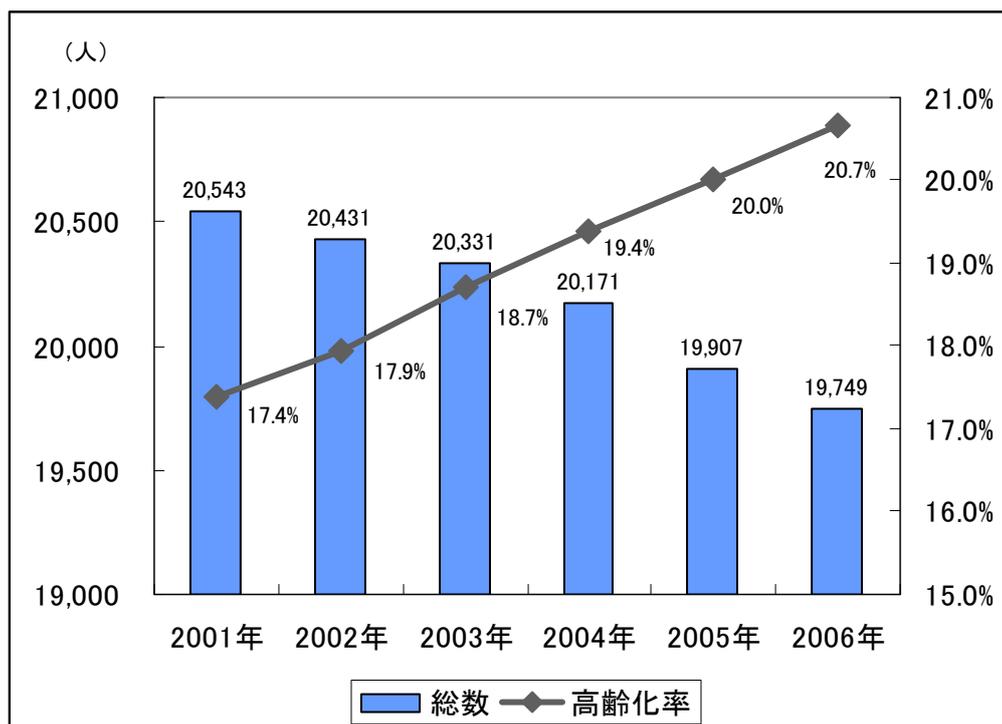
1. 人口の動き

本町の人口は年々減少しており、平成18年（2006年）4月1日現在の人口は19,749人となっています。

一方、高齢者数は増加を続け、それに伴って高齢化率は20%を越えるようになってきています。

■ 人口動向

	現況					
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
総数	20,543	20,431	20,331	20,171	19,907	19,749
年少人口	3,485	3,365	3,262	3,115	3,007	2,869
生産年齢人口	13,487	13,403	13,267	13,148	12,914	12,799
高齢人口	3,571	3,663	3,802	3,908	3,986	4,081
高齢化率	17.4%	17.9%	18.7%	19.4%	20.0%	20.7%



(資料：住民基本台帳、各年4月1日現在)

2. 高齢者世帯・母子世帯等の状況

人口の減少に伴い、町全体の世帯数も若干減少がみられますが、高齢者世帯に限ると最近5カ年で約12%の増加がみられ、平成17年国勢調査では2,619世帯となっており、町全体の世帯数の34.6%を占めています。

また、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加が際だっており、最近5カ年でみると単身世帯は21.3%、夫婦のみ世帯は30.2%の増加率を示しています。

母子・父子世帯についてみると、ともに増加傾向がみられ、平成17年国勢調査では母子世帯は114世帯、父子世帯は29世帯となっています。なお、父子世帯は現状では数はそれほど多くはありませんが、過去5カ年でみても、60%を超える急激な増加率を示しています。

■ 高齢者世帯、母子・父子世帯の状況

	平成12年		平成17年		5カ年の増減率
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
総世帯数	7,713	100.0%	7,563	100.0%	▲1.9%
高齢者世帯数	2,343	30.4%	2,619	34.6%	11.8%
単身世帯	409	5.3%	496	6.6%	21.3%
夫婦のみ世帯	678	8.8%	883	11.7%	30.2%
母子世帯数	98	1.3%	114	1.5%	16.3%
父子世帯数	18	0.2%	29	0.4%	61.1%

(資料：国勢調査)

3. 障がい者の状況

本町における障がい者数は 1,039 人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が 864 人、知的障がい者が 130 人、精神障がい者が 45 人となっています（平成 18 年 4 月 1 日現在）。

■ 年齢別障がい者数の現状

年齢	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者			障がい者		
	男	女	身体計	男	女	知的計	男	女	精神計	男	女	総計
0～4歳	2	0	2	1	1	2	0	0	0	3	1	4
5～9歳	5	0	5	6	2	8	0	0	0	11	2	13
10～14歳	2	5	7	8	2	10	0	0	0	10	7	17
15～19歳	5	5	10	8	7	15	0	0	0	13	12	25
20～24歳	2	5	7	1	4	5	1	1	2	4	10	14
25～29歳	1	0	1	6	7	13	1	3	4	8	10	18
30～34歳	5	5	10	13	7	20	1	5	6	19	17	36
35～39歳	4	4	8	5	2	7	3	2	5	12	8	20
40～44歳	9	5	14	7	2	9	3	5	8	19	12	31
45～49歳	14	13	27	7	1	8	4	2	6	25	16	41
50～54歳	21	13	34	8	2	10	4	5	9	33	20	53
55～59歳	22	38	60	4	5	9	3	0	3	29	43	72
60～64歳	41	28	69	2	2	4	1	0	1	44	30	74
65～69歳	49	50	99	1	2	3	1	0	1	51	52	103
70～74歳	71	55	126	4	1	5	0	0	0	75	56	131
75～79歳	85	70	155	1	0	1	0	0	0	86	70	156
80～84歳	43	77	120	0	0	0	0	0	0	43	77	120
85歳以上	37	73	110	1	0	1	0	0	0	38	73	111
総計	418	446	864	83	47	130	22	23	45	523	516	1,039

（資料：町調べ）

年齢別にみると、身体障がい者については 75～79 歳の 155 人を筆頭に 65 歳以上の高齢者を中心とする人数構成となっています。

知的障がい者については 30～34 歳の 20 人が最も多くなっていますが、小・中・高校生の年齢層や 50 歳以上の成人にも広く分布しています。

また、精神障がい者については 50～54 歳の 9 人が最も多くなっていますが、年齢別には 30～54 歳までの間を中心に分布しています。

4. 子どもの状況

全国的な傾向である少子化の動きが本町においても如実に表れており、年少人口（0～14歳）は平成17年度では3,007人、全町人口の15.1%となっています（5年前の平成13年度の年少人口率は17.0%）。

町全体の人口の減少ということもありますが、出生数についても平成17年度で102人と減少傾向にあり、合計特殊出生率*でみても、全国平均を下回る状況にあります。

■ 年少人口の推移（0～14歳）

（単位：人）

年次	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
出生数	3,485	3,365	3,262	3,115	3,007

（資料：住民基本台帳）

■ 出生数の推移

（単位：人）

年次	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
出生数	131	144	114	118	102

（資料：住民基本台帳）

■ 合計特殊出生率の推移

年次	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当別町	1.33	1.33	1.20	1.20	1.18
北海道	1.21	1.22	1.20	1.19	1.13
全国	1.33	1.33	1.29	1.29	1.29

（資料：人口動態統計特殊報告及び町調べ）

※「合計特殊出生率」・・・1人の女子が生涯に生む子どもの数を近似する指標のこと。この数値は2.07であれば人口水準は保たれることになる。

